

ケアハウス辰巳彩風苑 重要事項説明書
(令和7年 4月1日 現在)

1. 事業主体概要

事業者の名称	社会福祉法人琢心会
法人所在地	市原市神崎 263-1
代表者氏名	理事長 小出浩丸
電話番号	0436-75-2251
設立年月日	昭和 56 年 9 月 3 日

2. ご利用施設

施設の名称	ケアハウス辰巳彩風苑
施設の所在地	市原市神崎 263-1
施設長名	鈴木克枝
電話番号	0436-75-2266
開設年月日	平成 8 年 12 月 1 日

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	ケアハウスは、1人暮らしや夫婦のみの高齢者が自立した生活を維持できるよう工夫された住宅で、車椅子での生活を容易にする構造・設備を備えるなど、住宅としての機能を重視した施設です。ここでは、給食や入浴の準備など生活の基本となるサービスを提供するほか、身体機能の低下等により介護を要する状況となっても介護保険制度の居宅サービスを利用することにより、自立した生活を維持することを目的としています。
施設運営の方針	60歳以上の方で、高齢等のため独立して生活するには不安がある方に、入居者の特性に配慮した住みやすい住居を提供します。入居者の自主性を尊重した明るく心豊かな生活ができるよう相談及び援助、食事の提供、余暇活動の援助を行います。

4. 職員の職務体制

施設長 1名 生活相談員 1名以上 介護職員 2名以上 栄養士 1名
調理員 必要とする人数

*19:00 から翌 7:30 までは宿直体制となります。

5. 施設サービスの概要

食事 栄養士の立てる献立により栄養と入居者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。

【食事時間】 朝食 7:30～8:30

昼食 12:00～13:00

夕食 17:00～18:30

入浴 年間を通じて月曜日から土曜日まで入浴できます。日曜日は原則としてシャワーのみとなります。

健康管理 【当施設の協力医療機関】

医療法人社団琢心会辰巳病院

相談及び援助 当施設は、入居者及びその家族から、入居者の生活についてのあらゆる相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

社会生活上の便宜 当施設では、入居者からの要望等を考慮し年間行事計画を作成し、教養娯楽・日常生活支援・サークル等の事業を行います。

*施設職員は原則として個別の介護は行いません。個別の介護が必要にも拘わらず外部の在宅サービスを利用できない場合、及び在宅サービスで不足の場合は、別紙ケアシステムを利用するものとします。

6. 利用料

お支払いいただく利用月額はその合算額となります。

・サービスの提供に要する費用

県が定めます。入居者の年間収入を毎年申告していただき、前年の収入により決定します。別表（利用者階層別料金表）の「対象収入」とは前年の収入から、租税、社会保険料、医療費、介護サービス費等の必要経費を控除した後の金額です。

・生活費

県が定めます。入院等で不在となる場合の生活費は食材料費の一部（朝 150 円、昼 200 円、夕 200 円）を入院 9 日目から返金します。11 月から 3 月は冬期加算が加算されます。

・居住に要する費用

建設に際し法人が負担した額から補助額を差し引いた額を基礎に計算したものです。借入金の返済の他に、建物や設備の維持、管理のために使われま

・特別サービス料

国の基準以上の施設独自のサービスに要する費用です。下水道使用料、専用水道使用料、洗濯機使用料、温水器使用料、冷房費等です。

注 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計の 2 分の 1 をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が 150 万円以下に該当する場合、夫婦それぞれのサービスに要する費用の徴収額については、階層別料金表の第一階層の額から 30 パーセント減額した額とします。この場合 100 円未満は切り捨てるものとします。

7. 事故発生時の対応及び賠償責任

- (1) 当施設は入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合、入居者の家族、または保証人に連絡し、必要な措置を講じます。
- (2) 当施設はサービスの提供にあたって入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、当施設に故意過失がなかった場合や当施設の責任によらない場合は、この限りではありません。
- (3) 当施設は万一の事故の発生に備えて、賠償責任保険に加入しています。

8. 福祉サービスの第三者評価

有

無

9. 退去時の原状回復

- ・退去届提出後 30 日以内に居室内のものを片付けて頂きます。
- ・退去時に居室を原状回復するために居室清掃（クロスクリーニング、ワックス剥がし・塗り、及びエアコン清掃を含む）をご負担いただきます。
- ・喫煙する方は上記に加え、クロス及び天井ボード張り替え、その他ヤニにより汚れのひどいものの交換等の実費をご負担いただきます。

10. 保証人の役割

- ・受診時の付き添い

単身で受診できなくなったときに付き添い及び医師からの説明等の把握をお願いいたします。また緊急搬送時も同様のことが必要となります。

- ・入退院の付き添い及び手続き

- ・金銭、物品等の管理・整理

入居者の管理能力が疑わしい場合をお願いいたします。入居者の財産においては基本的に施設は関与いたしません。

- ・退去時の受け入れ先確保

入居者が当施設での生活が困難になった場合には、次のライフステージを探していただきます。施設も可能な限りの協力をさせていただきますので、ご相談ください。

- ・債務の履行

入居者が支払い不能の場合には代わってお支払いいただくこととなります。

11. 苦情解決相談窓口

辰巳彩風苑 電話0436-75-2266

苦情解決責任者 施設長 鈴木克枝

苦情受付担当者 主任生活相談員 櫻井雅之、生活相談員 渡邊春江

苦情処理第三者委員

介護老人保健施設辰巳ナーシング・ヴィラ 施設長 菊地信子

市原市地域包括支援センター管理者 村山愛佳

社会福祉法人琢心会 監事 岡本修・北脇義雄

千葉県運営適正化委員会 電話043-246-0294

千葉県高齢者福祉課 電話043-221-3020

市原市高齢者支援課 電話0436-23-9873

私は、本書面にに基づき重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾いたしました。

令和 年 月 日

【入居者】

住所

氏名

印

【身元保証人】

住所

氏名

印

【説明者】

ケアハウス辰巳彩風苑

職・氏名

印